

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 2 月 4 日

株式会社 CyberOwl

2025年2月4日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社 CyberOwl
代表取締役 田中 啓太

株式会社サイバーエージェント（以下「甲」といいます。）及び株式会社 CyberOwl（以下「乙」といいます。）は、2025年1月29日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2025年4月1日として、甲がその営む「Ameba ブログ」やスマートフォンアプリ「ピグパーティー」、ポイント交換サービス「ドットマネー」等を内包する AmebaLIFE 事業と一部アフィリエイト事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条8号に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等内容
(同号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (同号ハ)

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (会社法施行規則第 192 条第 6 号イ)

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務 (会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。) の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 192 条第 7 号)

本吸収分割の効力発生後における乙の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

株式会社サイバーエージェント（以下「甲」という。）及び株式会社 CyberOwl（2025 年 4 月 1 日をもって「株式会社 AmebaLIFE」に商号変更予定。以下「乙」という。）は、2025 年 1 月 29 日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が運営する「Ameba ブログ」やスマートフォンアプリ「ピグパーティ」、ポイント交換サービス「ドットマネー」等を内包する AmebaLIFE 事業と一部アフィリエイト事業（以下、併せて「本事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲：吸収分割会社
（商号）株式会社サイバーエージェント
（住所）東京都渋谷区宇田川町 40 番 1 号
- 乙：吸収分割承継会社
（商号）株式会社 CyberOwl
（住所）東京都渋谷区宇田川町 40 番 1 号

第 3 条（権利義務の承継）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁の許認可等を要するものについては、効力発生日（第 6 条に定義する。以下同じ。）までに当該許認可等が得られることを条件として承継する。
- 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（競業禁止）

甲は、乙が承継する本事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営（甲については本事業に関するものに限る。）を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本吸収分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。なお、本契約締結が電磁的方法で行われた場合は電子契約書ファイルを作成した上で甲乙が電子署名を行い、電子データである当該電子契約書ファイルを原本として扱う。

2025年1月29日

甲： 東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社サイバーエージェント
代表取締役 藤田 晋

署名者:
藤田 晋
3027F479C764428...

乙： 東京都渋谷区宇田川町40番1号
株式会社 CyberOwl
代表取締役 田中 啓太

DocuSigned by:
田中 啓太
3027F479C764428...

別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2024年9月30日現在の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産及び債務

乙は、甲から、本事業に属する資産及び債務の一切を承継する。但し、甲と乙が別途合意したものは、承継する資産及び債務から除く。

2. 契約

乙は、甲から、本事業に属する一切の契約及びこれらの契約に基づく一切の権利義務を承継する。但し、甲と乙が別途合意したものは、承継する契約から除く。

3. 許認可等

法令上承継可能な本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等。

事業報告

第12期

<自2023/10/1～至2024/9/30>

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の営業利益は2,380,488千円、経常利益は2,381,061千円、当期純利益は1,639,514千円となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第9期 (2021年9月期)	第10期 (2022年9月期)	第11期 (2023年9月期)	第12期 当事業年度 (2024年9月期)
売上高	5,945,078千円	7,043,580千円	8,534,284千円	10,543,336千円
当期純利益 (△損失)	466,889千円	795,084千円	1,390,728千円	1,639,514千円

1株あたり当期純利益（△損失）	778,149円95銭	1,325,141円37銭	2,317,880円55銭	2,732,524円96銭
総資産	1,850,500千円	2,907,605千円	4,408,967千円	6,405,397千円
純資産	1,157,814千円	1,952,899千円	3,093,627千円	4,433,142千円
1株あたり純資産額	1,929,691円34銭	3,254,832円71銭	5,156,046円26銭	7,388,571円22銭

(3) 重要な親会社の状況

親会社との関係

当会社の親会社は株式会社サイバーエージェントであり、同社は当社の株式600株（議決権比率100%）を保有いたしております。

(4) 対処すべき課題

現状の課題としましては、収益性、技術力が挙げられます。これら課題を改善するために、組織体制の構築、営業力の強化、システム開発体制の強化を推進しつつ、引き続き株主である株式会社サイバーエージェントとのさらなる関係強化にも努めてまいります。

(5) 主要な事業の内容

当社は、ライフスタイルメディア事業を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所（2024年9月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2024年9月30日現在）

従業員数	69名
------	-----

（注）パート及び派遣社員等の臨時使用人の人数は、含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年9月30日現在）

- ① 発行可能株式数 2,400株
- ② 発行済株式の総数 600株
- ③ 株主数 1名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	出資比率（%）
株式会社サイバーエージェント	600	100

3. 新株予約権等の状況（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員等の状況（2024年9月30日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	田中 啓太	
取締役	真島 典哉	

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5. 決算報告

次頁記載。

決算報告書

(第 12 期)

自 2023年 10月 1日
至 2024年 9月 30日

株式会社Cyber Owl

東京都渋谷区宇田川町40番1号

損益計算書

自 2023年 10月 1日 至 2024年 9月 30日

(当期累計期間)

株式会社Cyber Owl

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
広告売上高	10,543,336,991	
売上高合計		10,543,336,991
【売上原価】		
広告仕入高	6,783,543,266	
ソフトウェア償却費_原価	170,408,819	
サーバ利用料_原価	34,602,269	
福利厚生費_原価	706,157	
外注費_原価	155,128,760	
人材派遣料_原価	285,932,310	
システム利用料_原価	3,297,053	
消耗品費_原価	501,181	
業務委託インソース_原価	22,656,120	
他勘定振替_原価	151,385,770	
メディア統括運営費_原価	279,842	
売上総利益		3,237,666,984
【販売費及び一般管理費】		857,178,960
営業利益		2,380,488,024
【営業外収益】		
消費税差額_収益	157	
雑収入	600,000	
営業外収益合計		600,157
【営業外費用】		
支払利息	26,649	
営業外費用合計		26,649
経常利益		2,381,061,532
特別利益合計		0
【特別損失】		
減損損失	2,095,042	
特別損失合計		2,095,042
税引前当期純利益		2,378,966,490
法人税等合計		0
法人税、住民税及び事業税	750,774,763	
法人税等調整額	△11,322,077	
過年度法人税等	△1,172	
当期純利益		1,639,514,976

株主資本等変動計算書

自 2023年 10月 1日 至 2024年 9月 30日

(当期累計期間)

株式会社Cyber Owl

(単位：円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株主資本】		
【資本金】	当期末残高及び当期末残高	120,000,000
【利益剰余金】		
利益準備金	当期末残高	25,000,020
	当期末変動額 その他	4,999,980
	当期末残高	30,000,000
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	当期末残高	2,948,627,735
	当期末変動額 当期純利益	1,639,514,976
		△304,999,980
	当期末残高	4,283,142,731
利益剰余金合計	当期末残高	2,973,627,755
	当期末変動額	1,339,514,976
	当期末残高	4,313,142,731
株主資本合計	当期末残高	3,093,627,755
	当期末変動額	1,339,514,976
	当期末残高	4,433,142,731
純資産合計	当期末残高	3,093,627,755
	当期末変動額	1,339,514,976
	当期末残高	4,433,142,731

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっております。

無形固定資産・・・定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

インターネット広告事業

インターネット広告事業における主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の総数

普通株式 600株

2. 当事業年度末における自己株式の総数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

事業報告の附属明細書

事業報告に記載のとおりであります。

以上

計算書類の附属明細書

重要事項がないため記載を省略しております。

以上